



# 保険証の表記を一部変更します！

いつも健康保険組合の事業運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

保険証の事業所名称の欄は記載省略可能となったため、**7月1日**以降発行された保険証から**事業所名称を『不記載』**とさせていただきます。なお、現在お手持ちの保険証は従来通りご使用いただけますので、再発行は致しません。

## 【変更前】

本人(被保険者) 令和〇〇年〇月〇日交付

健康保険  
被保険者証 記号 〇〇〇 番号 〇〇〇 (枝番) 〇〇

氏名 ●●●●●●●●  
性別 男  
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日  
資格所得 平成〇〇年

事業所名称 ●●●●●●●●

保険者所在地 ●●●●●●●●

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

保険者名称 シナネン健康保険組合



## 【変更後】

本人(被保険者) 令和〇〇年〇月〇日交付

健康保険  
被保険者証 記号 〇〇〇 番号 〇〇〇 (枝番) 〇〇

氏名 ●●●●●●●●  
性別 男  
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日  
資格所得 平成〇〇年

保険者所在地 ●●●●●●●●

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

保険者名称 シナネン健康保険組合

## マイナンバーカードの保険証利用について

医療機関の準備も急ピッチで進んでおり、マイナンバーカードでの受診はかなりの医療機関で可能となってきています。また、政府は来年秋に**健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化方針**を示しています。マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続きをお願いいたします。

またマイナンバーにつきましては、最近のニュースでも多く取り上げられている通り、データ紐付けの不備が発生しています。当健保では厚生労働省の通知に基づき確認等を実施し、組合員の皆様が安心して医療機関をご利用できるように今後も取り組んで参ります。

